

いたさかといっておりますが、来年度からは少し予算を、今度はODA予算をふやす方向に持っていきたい、こう考えているところでございます。

その際に、やはり国民の理解というものが必要だというのは、委員の御指摘のとおりでございます。

ちょっと調べましたら、あの「プロジェクトX」に既に二回はどなたは取り上げられているということが私もわかりまして、多少うれしい思いもしております。

確かにいろいろの分野でODAが有効に活用されているというケース、私も見聞きしております。先般の津波災害のときも、たしかスリランカだったと思いますけれども、日本の援助でできた防波堤が、モルディブの方だったかな、失礼しました。モルディブで非常に大災害を食いたため効果があったという話を聞いて、そういった成果も上がっているんだというところを実感しております。

しかし、まだまだ国民の理解が必要だという意味では、さらに一層、広報の充実、ホームページに掲載したり、あるいはODA民間モニターといったようなことも始めておまして、これらによって、幅広い国民の理解を得ていきたいと思っております。

最後に、政府の総力を挙げてやらなければいけないというのは御指摘のとおりだと思います。副大臣特命チームというのは大変いいアイデアかなと思って今伺ったところでございますので、早速、谷川副大臣あるいは遠賀副大臣とも相談をして、そういうものを立ち上げるかどうか、早急に検討をし、実現をしていきたい、かように考えております。

また、政府ばかりではなくて、実は経済界も、それぞれ国内にいろいろな大規模な投資をしたり大きな影響力を持つ企業もございますので、経団連等にも実は既に依頼をしております、いろいろの国々の首脳と会ったときにはぜひこのことを話題に取り上げていただき、お願いです。こんなことも申し上げていいところでございます。

赤羽委員 特にアジア諸国の賛同を得ることが大事だと思いますの中で、我々が頑張るということも大事ですけれども、アフリカというのは、伝統的にというか、中国の影響が大変大きい、中国も相当面倒を見ている、こういった歴史があるわけでありまして、そういった意味で、先ほどの御指摘もりましたけれども、中国と今回のこの件について、やはり賛同を得る最大の努力をしなければいけないのではないかと今伺うに思うわけでありまして、

中国のODAは、確かに、大臣の御発言もありました。卒業してもいいのではないかと、そういった側面もあると思いますが、例えば黄砂の問題ですとか酸性雨の問題というのは日本にとっても大変大きな問題であります、こういったことを共同で解決していくという意味で、やはりODAというのは、これは日本の国民の支持も得られる案件だということも思っておりますので、ぜひこういったことも進めていただきたいというの一点、

もう一つは、やはり今の日中関係のこじれている一番の肝の部分をクリックしなければいけないのではないかと今伺うに私は思うわけですが、

靖国参拝の件で、小泉総理の国会での答弁についていろいろの反響があるわけでありまして、けさの新聞各紙に出ておりましたが、シンガポールのリー・シェンロン首相は、日本の占領を経験したアジアの多くの国々の観点からは、戦争犯罪人も合符する靖国への参拝は多の不幸な思い出を想起させる、日本が戦争中に悪事を行ったという点で完全に受け入れることは受け入れない意思表示と多くの人々は考えてしまう、私も先日韓国に行ったんですけれども、そういった感じが率直な感じだというふうに思うんです。

そここのことについてどうし配慮をしながらいかんにかということも念入りの方が大事だと思うんですね。私はこうも考えていないと言っておきながら、衝突は衝突でも、何らか的解決にはならないというふうに私は思っております。衝突は思想で、もちろん小泉総理の考え方は尊重されるべきかもしれないが、それについての外交的な影響、利益といったことを当然考えながら日本の責任者としての大義をどういふふうには私は思っております。

この点も含めて、ぜひ、この秋までには日中関係が劇的に改善されるということが望ましいわけでありまして、そんな簡単な問題ではないと私も承知をしております。この常任理事国入りということも踏まえて、最大限の努力をする必要があると私は思いますが、最後に大臣の御質問をお伺いさせていただきますといたします。

町村國務大臣 一点、修正をいたしますが、先ほどシニアム開発目標二〇二〇年と申し上げましたが、二〇一五年の誤りでございました。ちょっと訂正をさせていただきます。

中国の御指摘がございました。一つは環境問題のODA、これは、今やっておりますODAの重点分野の一つということでも、円借款、無償資金協力等を通じて、かなり黄砂とか酸性雨対策に日本の援助を使っているという事実がありますし、確かに、オリンピックまでということもございますので、その間においても、あるいは、無償資金協力のこともその後続けるかどうか今考えているところでございますが、環境対策というのは、いずれにしても日本にも大きな影響を持つという点で、今後ともこれは日中間で共同で取り組むべきテーマの一つである、うように考えております。

そういった中で、歴史認識あるいは靖国問題に今お触れになりましたけれども、例えば、先般のインドネシアで開かれたアジア・アフリカ首脳会議、そこでも小泉総理が、報道によりますと、何かむしろ謝罪だけの演説をしたように報道されておりますが、そうではございませんで、基本的には一九五五年の内閣総理大臣談話と踏まえつつ、引用しつつ、そういう反省の上で、戦後、日本は、平和国家として努力をしてきた。さまざまな平和活動をやってきた。援助もしかり、あるいはPKO活動しかり、幅広いそういう活動をやってきた。なぜそういうことを一生懸命やってきたかというと、それは、戦前の大戦中の活動の反省の上で、だから、そういう平和活動が重要なんだ、二度と戦争をしないような世界をつくるのが重要なんだ、それで、具体的にはアフリカの援助を三年のうち二倍にする等々の話を、いわばそれを引き出すための前段階としての話をしたわけでございます。

このことは、国会の中でも、国際会議の場で謝罪をするとは何事だという厳しい御指摘もいただいております。他方、あるいは演説だったという両方の御指摘がある。マスコミの評価もいろいろあるようでございますが、小泉総理の思いはそういうことであつたということでございます。

いずれにしても、中国の理解、何といっても常任理事国の一つでございますが、今回の安保理改革、国連改革に当たって、中国の理解を得るというのが大変重要なポイントであるという委員の御指摘はもっともでございますので、今後とも、彼らの理解を得るために最大限の努力をしていかなければいけないと今考えております。

赤羽委員 終わります。どうもありがとうございました。

赤松委員 次に、松原仁君。

松原委員 民主党の松原仁でございます。

質問に入るわけでありまして、その前に、今の御質疑にありますが、私たちは日本の歴史の中で今生きているわけでありまして、この靖国問題がさまざま議論になります中で、その一つの問題点はA級戦犯ということになるかと思っておりますが、このA級戦犯をA級戦犯としたための決定的な議論というのは、東京裁判から生まれているわけでありまして、

この東京裁判について、これはもう外務大臣である町村大臣におかれては当然熟知をしておられると思うんですが、私たちが、日本の国益という立場から、さまざまな事を知っておかなければいけない。特に、あの東京裁判のことについて日本の戦争無罪論を書いた、インド代表の判事であったパール判事、この日本の戦争無罪論という書物について、町村大臣はあれも読んでみたことがあるかどうか、差し支えなければ教えてくださいまして、

町村國務大臣 大分前に一回、目を通した記憶がありますが、大分記憶も低下をしておりますもので、余り詳細なことは覚えておりません。ただ、こういった議論を国際の間で、しかも戦後直後のあつた頃である、その見識の高さといましようか信念の強さといましようか、それは改めて敬服の念を持ったという印象が残っていることだけは確かでございます。

松原委員 このパール判事の議論というのは、非罪判決主義といいますが、既にある罪状でそのときの罪は決めるのであって、後づけの罪状で過ぎないという当たり前のことを含め、さまざまな論点から東京裁判の違法性を参加した判事として訴え、こういった違法な裁判は認められないといつて彼はインドに帰ったわけでありまして、

私は、事の真実、事よしのあしといひはききと議論をされるべきだと思っておりますが、そういった意味において、少なくとも、これだけ靖国問題やA級戦犯という問題が議論になっている中において、このパール判事のあれだけの大書も、私もまだその抄訳しか読んでおりませんが、こういった大書について、やはり外務省の皆さんも、それは当然知っている一つの情報として、そういったものを踏まえ、この靖国問題等に対して対処するべきだと思いが、御所見をお伺いいたします。

町村國務大臣 もし誤解があったら正しておきたいと思いが、立派な見識のある方だといつてございます。ただ、そのことでは、東京裁判そのものを否定するのと言われれば、確かに非罪判決主義、過ぎないという一つのそれは法律の大原則にのっとってパールさんの御議論は展開されているんだらうと思いがすけれども、それはそれとして、しかし私としては、日本が国際社会に復帰する一つのプロセスとして、あの極東裁判というものがあり、その結果を受け入れ、日独が講和を結び、そして独立国になったというプロセスを考えたときに、今、日本としてあの極東裁判そのものを全否定するということは、それはならないだろう。私はそう考えております。

いろいろな議論があることを承知した上で、私たちが極東裁判の結果としてそれは受け入れるべき性格のものである。私自身はそう考えております。

松原委員 受け入れる、受け入れないで、私は、私が今申し上げたのは、こういうふうなパールさんのような議論もあることを踏まえて、靖国問題について考える場合、さまざまな検討をするべきだということをお示し申し上げた次第であります。

それでは、ちょっと今回、美はきょう、北朝鮮の万景峰号が新潟の方に寄港しているわけでありまして、寄港する予定というが、寄港することになっておりますが、これに対して、政会や家族会、また議連、そういった三団体が行って、これに対しての反対行動を行っているわけでありまして、

御案内のとおり、いわゆる改正船舶油濁損害賠償保障法、略称改正油濁法ですが、これが三月一日に施行されて、それでの後、施行後の北朝鮮船舶に関する交付状況、そして入港状況について伺いたいと思いが、

矢野政府参考人 お答えを申し上げます。

平成十七年五月十七日現在、北朝鮮の船舶からの申請は二十件でございます。それに対して交付は二十件でございます。それから、今入港状況というお話がございましたが、ちょっと今手元に正確な数字は持っておりません。三月一日に施行されまして、四月一日の時点で集計を一応とっておりますが、ちょっと手元に今数字がありませんが、その一月間を昨年と比較しますと、多少、北朝鮮の船の入港隻数は減っております。

松原委員 交付をする場合の大まかな審査内容と日数について伺いいたします。
矢野政府参考人 たいは審査内容についての御質問でございます。国土交通省におきましては、一般船舶保険契約証明書の交付申請書の記載事項、それから添付書類等をもとに、個々の保険契約の内容、それから保険者が業務を適確に遂行する能力があるか否かという点について審査を行っております。

まず、保険契約の内容についてでございますが、保険契約が法律上必要な書類、すなわち燃料油濁損害及び船体撤去費用を担保するものとなっているかどうか、それから保険金額が足りているかどうか、そして、保険者がタンカーに關しまして強制保険を規定しております民事責任条約の証書、略称としてCIC証書と我々呼んでおりますけれども、この証書の発行を受け持っている保険者の場合ににつきましては、このCIC証書が真正なものであるかどうかというところを審査しております。

それから、これに加えて、保険者が業務を適確に遂行する能力を有しているかどうかという点につきましては、まず、当該保険者の所在地の法令に基づきまして業務が適法に営まれているかどうかという点、それからこれまで日本国内において油濁損害等に関する保険金を支払った回数等が発生していないかどうかということ、それから事故等が発生した場合に連絡がとれる体制が確立されているかどうかといった点を確認しております。

それから、今審査日数という御質問がございましたけれども、これはケース・バイ・ケースでございます。四、五週間かかることもあれば、一月半くらいかかる場合もありませんが、その相手、申請の内容によってさまざまでございます。

松原委員 今、二十隻ということで、二十件であります。そのうちの十八隻がMMIAニュージランド、二隻がセビア、ここで保険を入っているわけでありまして、まず、その十八隻が入っているMMIAニュージランドについて伺いいたします。この設立はいつごろか、

矢野政府参考人 MMIAニュージランドは、平成十六年の六月二日、ニュージランドにおいて設立をされております。その後、平成十六年十一月十二日にMMIAニュージランドというふうに入名前を変更して、ニュージランドに所在する会社であることを明確にしております。

ただし、この会社は、平成元年に西インド諸島におきまして設立をされたMMIA、同じ名前でございますが、同じ名前のMMIAという会社がございますが、その会社の業務を承継している会社でございます。
松原委員 ちょっともう一回確認なんです、平成元年に西インド諸島で設立をしているMMIAという会社があって、その事業を承継しているのがこのMMIAニュージランドで、その設立は平成十六年六月二日ということよろしいんですか、もう一回確認します。

矢野政府参考人 そのとおりでございます。

松原委員 この設立の平成十六年六月二日というのは、改正油濁法の施行前ですか、施行後ですか。
矢野政府参考人 改正油濁法は本年三月一日施行でございますので、会社の設立、平成十六年六月二日というのは施行前でございます。

松原委員 このMMIAニュージランドというのは、保険料支払いの実績というのは今までありますか。
矢野政府参考人 MMIAの保険の支払い実績についてはお尋ねでございますけれども、MMIAニュージランドに關しまして過去の保険金の支払い実績については承知しております。

松原委員 先ほど、支払い等のこういった事務的調査内容に入るというふうにおっしゃって思いますが、過去の支払い実績については承知してないということでは、過去にないということですか、調べても、なかったということですか。
矢野政府参考人 先ほど審査の内容について御説明を申し上げましたが、この会社がこれまで日本国内において油濁損害等に関する保険金を支払わないような問題事例が発生していたかどうかという点については確認をしておりますが、今先生御質問の過去の支払い実績全体ということについては承知をしております。

松原委員 万景峰と今一隻はセビアという会社がその保険を担当しているんですが、これは風聞なんです、わかればお答えいただきたいんですが、このセビアという会社というのは、MMIAニュージランドの経営者であるポール・ランキンさんのお嬢さんと関係があるかどうかわかりますか。

矢野政府参考人 国土交通省としては承知をしております。
松原委員 通常のケースでは、P1クラブという連合で、金額が多額になる場合に組むけれども、このMMIAニュージランドというのは一社でP1クラブを成立させているんです、ちょっとその辺教えていただきたい。
矢野政府参考人 P1クラブということですから、相互保険会社ということで、ほかのメンバーとお互いに相互保険を結び合っている会社というふうには承知をしております。

松原委員 ということは、このMMIA以外の会社もそこに入っている、こういう理解なんです、ちょっと、私、この辺が込み入っているので教えてほしいんですが、MMIAという会社以外の会社も入ってこのP1クラブができています、これをちょっと説明してください。

矢野政府参考人 MMIAというのは単独の会社でございますが、ここに保険契約をしているメンバーがお互いに保険を掛け合っているというのがこの相互保険会社の仕組みと理解をしております。したがって、会社は一つでございますが、ここに入っている何百という保険を掛けているメンバーが、お互いにお金を出し合せて、相互に保険を掛け合っているということでございます。

松原委員 このMMIAニュージランドの補償能力というのは、補償能力というのには、補償能力というのには、補償能力と今伺うわけですが、その根拠としては、どういふ根拠があったのか、教えてほしい。
矢野政府参考人 先ほど、保険者が業務を適確に遂行する能力があるかどうかについて審査をしておりますという御説明を申し上げましたが、MMIAニュージランドについて申し上げますと、まず、ニュージランドの法令に基づきまして適正に設立されているということ、それから、加入船舶が五百隻程度ございます。さらに、ロイズ等の再保険契約を締結しております。さらに、事故等が発生した場合に連絡をとる体制が確立されていることを確認しております。また、先ほど申し上げましたが、これまで日本国内において問題事例が発生していないということでございます。

こういったことから、我々としては、業務を適確に遂行する能力を有する保険会社であるというふうには認識をしております。

松原委員 ロイズと再保険契約を結んでいるというのは、そうすると、これはもう大丈夫、ロイズも保証しているということですか、このMMIAの保険を、ちょっと教えてください。
矢野政府参考人 再保険契約をしているということは、この会社が何らかの事由によって支払えないといった場合には、再保険を引き受けておりますロイズ等がかわりに支払いを行うということでございます。

(委員長退席、増子委員長代理着席)
松原委員 そうすると、ロイズが、世界でも最も有名なロイズが最後は引き受ける。こういう認識でよろしいんです。もう一回確認させていただきます。
矢野政府参考人 直接ロイズはMMIAに入っている船会社と関係はないんですけれども、再保険を引き受けていますということでございます。間接的には、最終的にロイズが引き受けるということでございます。

松原委員 つまり、このMMIAが何らかの形で法的に払わなきゃいけない状況になったときに、それを最悪はロイズが肩がわりするということですね。
矢野政府参考人 先ほど、問題があった場合にはロイズに行くという話をしましたが、もう一つ、損害額が非常に大きくて、MMIA自身が支払い切れないような場合、そこはロイズの方に、超えた部分は行くということでございます。

松原委員 はい、そのとおりでございます。
松原委員 わかりました。

実は、保険会社のニュージランド・リンクに備えてる日本という記事がニュージランドの新聞に載ったそうでありまして、デビッド・キングという記者がこれを取材しているわけでありまして、この中で、日本政府はあるミスティアスなニュージランドの保険会社について調査を求めている。同社は、ならず者国家の北朝鮮の船が船舶引締りから逃げるのを新用している。ニュージランド政府は日本政府に対し、同社がニュージランドの国内法に従属していないため、ニュージランド政府としては何もできないと伝えている。こう書いてあるんですが、これは間違いない(読報です)。ニュージランドはそれを認めているということ。ちょっと海事局長。

矢野政府参考人 国土交通省といたしましては、先ほど申し上げましたが、このMMIAニュージランドは、ニュージランドの法令に基づきまして適正に設立されている会社であるというふうには確認をしております。

松原委員 ここに産経新聞の五月十五日の記事があって、これは多の国民の皆さんも読んで、これが本当に善い審査のかどうかということは大変な問題になっているわけでありまして、この中で幾つもの事例も書いてありますが、ちょっとお伺いいたします。

このMMIAニュージランドの代表者ポール・ランキン氏について、この人物が、この新聞に書いてありますが、平成六年の「ボンジュラス籍船と韓国船が衝突した死亡事故の際には東京地裁に提訴され、億八千万円の支払い判決(十二年一月)を無視。保険会社は事故後、倒産を理由に支払いを拒み、保険の支払い、信用力への不安が排除できない」と書いてありますが、これについて、その事実関係をちょっと教えてもらえますか。

この案件、このときの会社の名前は何という会社なのか、ランキン氏はそこでどういふポジションにいたのか、お伺いしたいと思います。
矢野政府参考人 お答えいたします。

五月十五日付の産経新聞に掲載されております、平成六年の事故に關しましては、平成六年の事故に關しましては、MMIAの代表者がかつて経営をされて、この平成六年の事故にかかわります保険金を支払わなかったとされる別の保険会社の件ですが、このポール・ランキンという代表者は、この平成六年の事故にかかわります裁判が提訴されたのが平成十年でございますが、その提訴される前の平成九年にこの保険会社を既に退職しております。したがって、その新聞記事のあるような報道には、ちょっと無理があるのではないかと今伺うに思うところで、

松原委員 私が聞いたのは、まず第一に、この会社の名称を聞いています。この会社が何という名称の会社か、事故が起こった段階で、ポール・ランキン氏はどの部署にいたのか、その裁判の方は十年です。でも、事故が起こったのは六年と書いてあるんだから、そこを答えてください。

矢野政府参考人 私どもの調査によりますと、平成六年の事故にかかわっておりますボンジュラス籍船舶の保険者は、オーシャン・マリーン・ミューチュアル・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドという会社でございます。

それから、ポール・ランキン氏がどうい立場であったかということですが、このオーシャン・マリーン・ミュージアム・インシュアランス・アソシエーション・リミテッドのダイレクターの立場にあったらというふうに承知しております。

松原委員　ダイレクターという立場は、これはどういう立場、取締役なんですか、一般の社員とは違うと思うんですが、どういったポジションなのか教えてください。

矢部政府参考人　このダイレクターというのは会社の中でどういう立場であったか、経営の責任のトップであったかどうかも含めまして、私どもは承知をしております。

松原委員　どうい立場が承知していないということですが、少なくともこの方が所属をしていたオーシャン・マリーンが、平成六年に事故を起こした際は二億八千万の支払い判決があったけれども、会社が十一年に倒産して払えなかった。こういうふうな話ですね。確かに彼は平成九年にやめている。こういうふうにおっしゃっているわけですが、事故は六年である。これは、経営者であり、信用する場合の一つの条件としてどうかという議論に当然私はなるのか、こう思うわけあります。

次に、平成十五年の南太平洋上で起きた日本漁船と台湾漁船の衝突事故、これについてはどうなっているのか、簡潔にお答えください。

矢部政府参考人　今御指摘の、平成十五年の事故につきましては、現在東京高等裁判所において審理中でございまして、責任関係はまだ確定をしております。

松原委員　では、事実だけ淡々と答えてください。

一番の東京地裁ではどうい判決であったか、もう一回確認します。

矢部政府参考人　お答えいたします。

平成十七年の一月十九日、原告側、これは日本漁船の船主でございますが、原告側が全面勝訴しております。この際、被告は台湾の船主でございますが、公示送達を受けましたが出席せず、実質審理は何も行われないきます、原告側の提出証拠によって原告の全面勝訴が確定した。決まったというふうに聞いております。

松原委員　そのときの保険会社がMMIAでありまして、社長はポール・ランキン、こういうことであるとか、この新聞紙上でもというか、私も、きのうのレクの段階で明らかになっているわけでありませう。

つまり、このMMIAについて言えば、今までこういった二件の事柄にかかわっていて、一方はダイレクターという立場であった、社名も違う、一方は、経営者であり、社名は、今のMMIAニューゼーランドのニューゼーランドを取ったMMIAであった。

結局、支払いに関して、最終的な裁判の結果でクロトとなって払うということになるのかもしれませんが、要するに、今の段階だといろいろな極めて疑わしい部分があるという判断も当然でできると思うんですね、それを、極めて短期間で、審査日数が短い間に、

恐らくこの所属している北朝鮮籍船十八号を認めたいということは、私はちょっといかがなものかなという気がしてならないわけでありませう。

ここで外務省にお伺いしますが、外務省はどのようなMMIAニューゼーランド、もしくはポール・ランキンという代表員について調査はしましたか。

（増子委員長代理退席、委員長着席）

齋木政府参考人　お答えいたします。

ここの二月の十九日でございますけれども、国土交通省からの依頼を受けまして、私どもの方では、このMMIAにつきまして、我が方のニューゼーランド大使館を通して、ニューゼーランド政府に対して問い合わせをしております。その結果を受けて、私どもは、先ほど海事局長からも御答弁がありましたけれども、この会社がニューゼーランドの会社法に基づいて登録されているということを確認したということも含めて、調査結果はすべて国土交通省の方に伝えてございませう。

松原委員　これは、ニューゼーランドの法律に適合しているかどうかということですが、会社そのものの設立が極めて直近である。MMIAという会社からMMIAニューゼーランドに、なぜ、同じ経営者でありながら場所を移してつづけたのか、いろいろな検測はできるわけでありまして、MMIAがもしも一般論であった場合でも、MMIAニューゼーランド以外の法人をつくれ、それぞれで対応できるということもあるかと思うんです。

時間もないので詳しくは言いませんが、一応論議して、事故実態を問うべきであり、そして、例えば、この会社の保険金、支払いの予見という可能性も私はあると思うんですが、これについては全く問題ないという見解に海事局はなっただんではないですか。お伺いいたします。

矢部政府参考人　保険会社については、私ども審査をして、証明書の交付を行っておりますが、万一この保険会社が倒産するということによりますと保険金の未払いがあった場合については、国交省としても責任があるのではないかという御趣旨の質問と理解いたしました。

MMIAニューゼーランドの審査に当たりましては、先ほど来御説明をしておりますとおり、保険者の再保険の契約状況等についても確認をしておりますので、倒産等のおそれはないと考えておりますが、万一、保険者が倒産する等の事態が発生をいたしまして、被害者がこの補償を受けられないような場合に至りました場合には、実は補助制度というものがございませうので、この適用についても検討することにしております。

補助制度と申すものは、この改正油濁法上の審査をしていただきました平成十六年度に、地方公共団体が行った油等の防除措置や船舶撤去に關しまして国が一定の支援を行うという制度でございまして、平成十六年度に新たな創設、あるいは既存の制度の拡充を行っているものでございませう。

松原委員　どちらにしても、私はそいいう議論じゃなくて、責任はちゃんととらなければいけません、海事局長、「国交省ずさん審査」と、産経にこども書かれて、確かに、ぎりぎりのところで、どうも怪しいけれども決定打ではないという感じの答弁だと私は思うんです、率直に言って、

やはり、あえて北朝鮮籍船の船入るに際して、私は、厳し（しる）とは言わなければいけません、少なくとも、さまざまなこういう経営者の事例や会社の今までの経営を見たときに、十全なる信頼度のあるものを選ぶという、そのハードルの設定というのには海事局が行うわけであって、しかるべきハードルを設定するということが当然求められるだろうと思っております。

きょうの三団体の抗議声明の中にも、万景峰を初めとする北朝鮮籍船に対する改正油濁法に基づく国土交通省の保険審査がずさんではないかという指摘も書いてありますが、こういうことがゆめゆめ言われないように、きちっとやっていただきたいということをお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

今、北朝鮮が核実験の準備をしているということですが、また、アメリカによれば、核弾頭を搭載できるミサイルがもう可能である、こういうふうな認識も示されているわけですが、このことについて日本政府としてはどのように認識をしているか、お伺いいたします。

齋木政府参考人　お答えいたします。

私ども、いろいろな国交、アメリカも含めて関係国といろいろな意味での情報交換をずっとしてきております。その中で、北朝鮮の核開発の動向については非常に注意深く追ってきているわけでございますけれども、今の現時点で、きょう、あすとかいうことも含めて、何か核実験を行うであろうという兆候があるというふうには私どもとしては現時点では判断してはおりないというところでございませう。

もちろん、引き続き、アメリカを含め関係国とは情報交換を密にしておりますし、今後、北の核の開発動向を注視してまいりますというふうな考えであります。

松原委員　それは、少なくとも北朝鮮があいまいなふうにみずからが発言をしている以上、この部分に関しては日本政府もきちっと、それに対しての反撃といいますが、そいいうことは逐次、フェンシングの突きみたいなものでありますが、出していかなきゃいけないだろうと思っております。

次に、時間がないのでとんとんと参りますが、対独戦勝六十周年がロシアで行われたわけですが、この席上というかこの前後で、ヤルタ会議について米国の認識の違いが浮き彫りにされたのではないかといいうふうに思っております。

このヤルタ会議、戦後の世界の地図を、世界のあり方を規定したヤルタ会議について、アメリカと、当時のソビエトであります、今のロシア、米口がどのような評価、認識をしているか、簡潔にお答えください。

篠田政府参考人　お答え申し上げます。

最近のアメリカとロシアのヤルタ会議、ヤルタ協定に対する評価につきましても、プーチン大統領がラビア訪問中に、七日、演説を行っております。その中で、ヤルタ合意は、ミュンヘン協定でありますとかモロトフ・リッペンロップ合意等の不正な伝統を踏襲するものであるというように述べられて、大陸を分断させる不安定化させるものであった。総じてヤルタ合意というのは歴史の最大の間違いの一つであったという非常に否定的な評価を下しております。

同日でございますけれども、プーチン大統領のフランス・パリ口紙のインタビューにおける発言というものが掲載されておりますけれども、その中でプーチン大統領は、ヤルタの合意につきましては、反ヒトラー連合がナチズムの再生を防ぎ、世界を破壊的な世界規模の紛争から守る新たな国際秩序を構築しようとした点にこの合意の主たる意義があるのだということと、むしろ前向き、肯定的な評価をしております。

ここに米口の間の評価の差異があらわれておるかと思います。

松原委員　つまり、同じヤルタ会議について、アメリカは評価せず、歴史的な過ちだったと言い、ロシアは評価する。こう言われたわけですが、大臣、直接的ではないとおっしゃるかもしれませんが、日本はどうなふうにお思いか、簡潔にお答えください。

町村國務大臣　ヤルタ会議の結果をどう評価するかというお伺いさせていただきます。

それぞれ立場でそれぞれの意見が今述べたようにあるということは承知をしております。このヤルタ会議の結果というのは日本にも影響があるわけでございます。南樺太、千島、満洲の權益と引きかえにドイツ降伏後二、三カ月内に対日参戦をするということもこのヤルタ合意の中に入っているわけでございます。

そのこと自体を今、日本がどう考えたいかということについて、私は、実際日本が当事国じゃないわけでございますし、日本がこの協定に拘束をされるというわけではないわけでございますけれども、これはいわば連合国側というか、結果的には戦勝国側の一つの戦後のあるべき姿、あるいはそれに向けてのプロセスというものを三方首脳が了解したという大きな歴史的事実であるという以上の評価をするつもりもございませんし、それ以下ではまたないだろうと思っております。

松原委員　ここには歴史認識の難さがあるわけでありませう。

今大臣がおっしゃったように、日本にはの会合に直接参加しませんが主体的にかかわる側ではないので、またちょっと米口と立場が違うわけでありませうが、私たちはこれに対してどう認識するか、今おっしゃったように、日ソ中立不侵を破棄して入ってきたこともこの中に含まれるんですね、私はこれに対してはアメリカと同じスタンスに立ててもいいんじゃないかというふうに思っているわけですが、どちらにしても、この歴史認識というのには、かようななかなか非常に難しいわけでありませう。

私は、このことをやはり日本政府はきちと踏まえて、これからのさまざまな歴史認識の議論をしていかなければいけないというふうに思っているわけですが、もちと申すならば、大臣みずからヤルタに關しても、そいいう日本としてはさまざまな意見があるけれどもと云って、それがどうだということをはっきり今おっしゃるなかつたわけでありませう。こいいうことは、やはり見解をそれぞれに持つという必要があるかと。

そいいう本来の日本のスタンスというのは歴史認識の議論をしたとき、中国にしても韓国にしても、強烈なスタンスを持ってきている国に対して、こっちがスタンスを持たないで議論をした場合に、私は、極めてそれは国益上不利性をこうむる可能性があるのではないかと

いうことを御指摘申し上げておきたいわけでありませう。

時間ありませんので次に進みますが、前々回の委員会質問で東中野先生の「南京事件」証拠写真、を検証する」ということを伺いました。あのとき齋木審議官は、これを興味深く読んでいる、こおっしゃいましたが、この本を読んでその感想、もしくはこの本に書かれていることに対してどう思ったか、お伺いいたします。

齋木政府参考人　お答え申し上げます。

前回の御質問のときに、私、私もその本を手に入れたて読んでいる最中であるということと申し上げたか記憶しておりますけれども、あの後、本を読みまして、非常に多くの写真を使って詳細な検証をなさるという力作であるというふうに思いましたし、そしていう意味では、個人的には大変興味深（読ませてもらいました。南京事件の問題についての理解を私なりに深める上で大変に参考になったというふうに思っております。

松原委員　お立場上、そこは精いっぱい議論だと思うんですが、こういうふうなことを含めて、特に中国の歴史教科書に關して、日本の侵略性を証明する部分としてさまざまな事柄が書かれている。

例えば、私は、前回の委員会の質問で田中上奏文のことを聞きまして、御答弁としては、田中上奏文はほとんど事実ではないと否定的な見方をしていただいていることと答弁なさっております。

また、本日、最終陳述が東京地裁で行われる百人切りの問題については、七月に判決が出るわけですが、これについては、二人の百人切りにと言われ一人の御遺族が、マスメディア等若干のそいいうたものを相手取って、名誉毀損で訴えているわけ

であります。この名誉毀損を何としても晴らさなければいけないということと訴えているわけでありませう。

こいいうことで、事実が確定していないこと、そして、この南京についても、中国側が指摘している事実が果たして本当事実かどうか極めてあやふやであるということが、極めて詳細にわたってこの中で写真等で論述をされている。

アメリカでは、例えば日本の国民の犠牲性を明らかにすることと、そして、「レイプ・オブ・南京」という著書が大変なベストセラーになった。これが日本で翻訳されるという話が、実際は出版されなかつた。

この本の検閲を生んでいるわけですが、最大の理由として、ある人が指摘するのは、それを日本で出すとその写真がにせものであるということが白日のもとに明らかにされるがゆえに、この「レイプ・オブ・南京」は、アメリカではベストセラーになったにもか

かわらず、日本では翻訳、出版は結果として見送られた、こいいうふうな議論もあるわけでありませう。

もうありますと、実際我々とは、実際と違うことをかなり中国等の教科書で書かれている、それをもって日本の弱みというか日本の侵略性の証拠として向こうは攻め込んできているということになるわけでありませうが、こいいう一つ一つの材料について、国際世論に対しての訴えも含め、我が国はどのように反撃するの、それについてお答えいただきたいと思っております。

齋木政府参考人　お答えいたします。

「レイプ・オブ・南京」について、先生今言及されました。この本は、出ましたときに非常に反響を呼びまして、私も、たしか英語で出たのをばらばら見た記憶がございます。

特に、八年でございませうけれども、この本について私どもとしては見解というの明らかにしておりますが、斎藤駐米大使が記者会見という場で、非常に不正確な記述、一方的な見解の多い本である、事実の誤謬、曲解もあるんだということと、非常に強い不快感を表明しております。

そいいうことで、私どもとしては、この本の内容については非常に不愉快な気持ちを持っているわけでございます。

記者会見という場で、既に私どもとしての立場はこの本については表明したところでございませうが、先ほどの御質問の中で述べおられました出版の中止の経緯、これは私ども、報道で承知している限りにおいては、翻訳に当たっての本の内容について、著者と出版社の間に行っているやりとりがあったけれども、折り合いがつかず出版中止になったということと承知をしておりますけれども、それ以上については、私どもとしても特段何か事実関係について知っているわけではございません。

松原委員　時間もないので、最後に大臣にお答えいただきたいわけでありませう。

この歴史認識、その土台になる事実の問題、極めて中国側の、特に教科書、ティーチャーズマニュアルの話は前回、前々回と二回続けたわけで、教科書においては、明らかに田中上奏文はおかしい、明らかにさまざまな他の部分もおかしいということが論証されて

きている。

さらには、アメリカでは、日本の暴虐性を、まさにこれだけベストセラーで、アメリカ人はみんな日本というのはいひの国だと思てしまっている。この「レイプ・オブ・南京」が出版され、確かに今齋木大臣がおっしゃったように、それに対してはアメリカの日本の大使が、おかしい、とんでもない不快感をあらわにしても、それがどれだけアメリカ国民に伝っているか、アメリカ国民の多くは、日本というのはナチスと同じくいろいろの残虐な国民だとその本で思っているかもしれない。

こいいう事実に対して、中国の教科書の問題もありますが、大臣、事実はやはりはっきりとさせなきゃいけませんという観点から、内政干渉との紙一重であります、どのようにこれから行動するつもりか、既にそのことについては李肇星さんとの間でも議論になっておりますが、これからどうして組織的なプロジェクトチームをつかってやるべきかというわけですが、それについての御決意と御見解をお伺いいたします。

町村國務大臣　今、教科書問題等について中国側にも私どもの見解を述べた作業を、これはなかなか外務省むりでもや切れるものでもなさらないということと、文部科学省とも相談をしながら、先方の記述等について、より正確性を高める、あるいは、例えば戦後の日本の平和活動について積極的に触れるような内容が少なかつたか、幾つかの点について申し述べような準備作業を行っていることとございませう。また、つまり、一定の方法で先方にあることは伝えなければいけません、こいいう思っているところであります。

松原委員　ここで終わりたいいたしますが、中国の反日暴動が収束しようものなを徹底させます。そいいうことに関しては、私は、評価があるわけがあるべきだ、こいいうふうに思っています。

さて、その内容なんです、今日本は、いわゆる四国提案といいますが、常任理事国に候補として上がっている四国国を中心として提案をなされています。その内容に関しては、既に委員の中から質問が出ているわけですが、やはり最大の問題は言うまでもなく拒否権の問題だと思います。

拒否権というものが、これはもう自動的に常任理事国になれば付与されるのか、あるいはそうされるべきであるという希望にとどめるのかということが論点であるというふうに思っておりますが、自動的に付与されるべきであるというインドの主張に対して、日本はその辺をある程度ほかた形で先へ進もうと考えているというふうに発言されていると思います。

とどろが、私は驚いたんですが、十七日付のニュースという日報道の中で、何と十七日の外務省、政府の意見として、これは、日本の常任理事国入り容易にするために拒否権の問題は落とす、これは妥協するということももう早々と政府が言っているという報道がございました。一方、同日付の小泉首相の談話の中で、いや、この拒否権の問題は重要だ、それは必要だと思ているというような意見もあるんですね。

一体、政府の統一見解としては、日本はもと正統の御旗、日本がこれから国際社会において名誉ある地位を占めるためにどうしても必要なものとして振りかざして前へ進むのか、あるいは、これはアメリカの顔色をうかがいながら、拒否権はそれはアメリカが言うなら無理だろうということと最初から引き揚げられるのか、このどちらの道に進まれるか、責任者である外務大臣の口からはもう国民に対して言っていたいただきたいと思っております。

町村國務大臣　この枠組み決議の中で拒否権の問題をどう扱うのか、これはそれぞれの国がそれぞれこどもどう主張したかということの詳細は避けますが、この四国国の中でなかなか意見の一致を見なかつた点であるということと率直に認めるべきでありませう。

こいいう思っております。

最終的に、今出された決議の立場は、これは新旧の常任理事国が権限の上で異なる扱いを受けるということと、原則的な立場からするとそれは問題であろう、同じ立場に立つべきだ、これがあまでも原則的な私どもの考え方でありませう、今回の決議案もそいいう趣旨にのっとっております。

ただ、そのことと、これからやはり幅広い賛同を得ていかなければいけません、それは、現常任理事国五カ国のみならず幅広い国々の支援を受けて、そしてなければ決議案そのものが成立をしない、原則論に仮に固執する余りに、賛同する国が一向にふえないというところであつては、これは本末転倒というか元も子もなくなるという見方もあると思っております。

これは、安保条約関連取り決めの枠内で行っていくというのが政府の基本方針であることを改めて御説明申し上げます。

首席委員 そういって話を聞いてもさっぱりと納得した時代もありました。それは、日本の身に迫る脅威というものをそれほど我々も強く感じていなかったときです。しかし、今も目の前に、そこにある危機なんですよ。そこにある危機に対して、いや、これは既定の話ですが、まだ何も決まっていませんし、言うことはできませんということでは、私たちが国民の代表としてこの委員会において質問することの意義がなくなってしまいうけですね。

で、それははっきり、たとえ仮定の話であつたとしても、それはその場合にはどうなるかということとケーススタディーとして書いていただかないと我々は議論できませんし、そんなことだったら、すべて結果が出た後、新聞に出て、新聞を見てくだいという形になってしまって、そうした国会の話は意味がなくなってしまうのです。だから、国会経理も甚だしいわけです。

では、例えば北朝鮮問題に関しても、これもさまざまなことが言われています、例えば核開発に関しても、それに対してそれをとめるためにどうするかというようなこともいろいろな議論がされているわけですが、それに関しても、例えば、北朝鮮に直接それを外科的にとりますか、本当にレーザー光線で患部を焼き切るようにやうというふうな考え方もあつて、これはもともと、そういう原子力施設を破壊するというので、コンプラン八〇二二というのがあるわけですけども、さらにそれが八〇二二 〇二、第二号ですね、という形で策定がされているということがワシントン・ポストの五月十五日の記事として挙げられているわけですが、こういうことがあれば、それは当然のことながら、例えば銃手納からそういうものが飛来するというようなことがあれば日米安保に基づく事前協議の対象となるとと思いますが、外務省の意見はいかがでしょうが、

河相政府参考人 お答え申し上げます。

現在、御質問の状況につきまして、一体どういう事態でどういうことが起こるかということによつていろいろな状況判断があらうかと思いますが、一般的に、概括的に申し上げるところは困難な点はございませうけれども、安保条約のもとで一定の作戦行動に該当する場合、これに該当するのであればそれは事前協議の対象となるというのが従来からの考え方でございます。

首席委員 大臣、やはり本当に私たちに、安保議論というものが本当に国民生活に非常に身近なところまで迫ってきているかと思うんですよ、ですから、一部の軍事専門家が議論しているのじゃなくて、これは本当に私たちの市民生活に直結する問題になりつつあると思うんですよ、ですから、その点で、国民に対してしつかり、はっきり方向を示す必要があると思ふんですけども、

一方では、大臣もさまざまなことを言っておられまして、四月にニューヨークで台湾も日米安保の範囲内だという発言をされました。これは一部しか報道がないので実態はよくわからないわけですが、一体どのような意図でそれを発言されているのか。これはもともと日米安保の極東の範囲が広いということは知っていますけれども、今、2プラス2もそうですが、日米で共同歩調をとって軍事行動を起こそう、そのために第一軍団が来て、また基地の再編もしているというような状況の中において、大臣の発言は一体何を意味しているのかを明示していただきたいと思ひます。

町村國務大臣 これは四月にニューヨークに参りましたときに、ジャパン・ソサエティの昼食会という場でスピーチを行いました。そこで大変多くの方が、当時、今でもそうでありまして、日中関係をこれからどうなるのかという大変強い関心で寄せられておりましたので、私のほうから、訪中したときの日中対話会の様子などを含めて、今後の日中友好のあり方というのを説明しました。

その後、質疑応答の時間があつた、ある参加者から、ちょっと正確な質問は覚えておりませんが、台湾は日米安保条約の対象になるのかならないのかという御質問が端的に集つたもので、この点は従前から日本は同じことを言っております。で、これでの日米安保条約の解釈、あるいはその中にある政府統一質問というものを、全部言つて長いものではあるんですけども、2プラス2の共通戦略目標にも触れてあるとおり両当事者間の話し合いによる平和的な解決がすべてである、こう思っておりますということを申し上げたのでありますけれども、その全体の発言のある部分だけを取り上げると、何か殊のほか、台湾に対して日米が共同軍事行動をとるとするような報道ぶりにもそこが変わってしまったということは、大変、私の説明不足であつたかもしれないと残念なことを。

しかし、私も、2プラス2の場ででもそうでありまけれども、何もあそこで新しい対台湾政策あるいは对中国政策というものを打ち出したわけでも何でもない、従前からの見解をそのままならぞえて言っているだけであるということを変更してこの場で申し上げさせていただきます。

首席委員 時間が来ましたのでこれで終わりたいと思ひますけれども、最後にイラク情勢について短くお聞きします。

日本の自衛隊出身の方が、国際的な民間軍事組織に参加されて、イラクで武装勢力に拘束されている、現状はどうかということで、我が党の鳩山由紀夫ネクスト大臣がわざわざハート社まで行つて事情聴取をしたところであります。このことに関しては非常な関心事であると思ひます。もちろん、その点に関しては、果たして、そういう民間軍事組織に日本人が参加するのが、あるいは元自衛隊の方が参加するのがどういう意味を持っているのか、これから議論のあるところだと思いますけれども、邦人の安全ということに関してはやはり外務省も責任を持って行動していただきたいと思ひます。

一方、最大の問題はイラクの将来であります。これに関しては、これをラクトの方で大臣にも質問させていただきましたけれども、もう憲法制定プロセス、あるいは国民投票プロセス、そして議員選出プロセス、国会開設プロセス、最終的な独立プロセス、これはもうおくれなおれます。

その一方、この十二月十四日ですが、国連の決議がよいし期限切れになるわけですが、それに閉じて、驚いたことに、各紙でも既に日本と北朝鮮は十二月十四日には撤退するというニュースが流れているんですよ、そういうことであれば、もう早い時期に現地社会とそういうところを打ち合わせしないか、これはまさに日本の立場がイラクで傷つくことになるわけですが、

そうした当然のこと、当たり前といえども当たり前前なんですが、そうした国連のラントドに從つて十二月十四日に撤退予定であるのかどうか、外務大臣の結論を言っていたいて、私の質問の終了とさせていただきます。
町村國務大臣 これは委員御承知のとおり、国連安保決議一五四六四日のごとしの十二月三十一日に予定されている各種の政治プロセスが規定をされている。これを實現するために、今、日本を含めて二十六カ国が部隊を派遣する等、さまざまな支援活動をやっているという状況でございます、今まさにそのプロセスの真つただ中であるということからして、今の段階で撤退論を議論することはいかにも時期尚早であると考えております。

首席委員 終わります。

赤松委員 長 次、古本伸一郎君。

古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

私からは、過日、本委員会が既に賛成で可決されております旅券法につきまして、実は、御案内のとおり、不肖私の本委員会における最後の質問の中で、法案にいさかの瑕疵があるんではないかということが明らかになった経緯がありました。その後、実は党内で、いろいろな議論とありますが、急ぎ幹部の皆様にも集まっていたが、大変ある意味で、賛成をした後でありますので腹をくくって参議院に申し送りをならしければいいわけでありまして、その際に、忘れもしない、鳩山委員からこう言われたわけでありまして、適切にはすなわち改むるにはばからることなかれ、これは議論だと思ひますが、あつたやつ。

これは適ちというよりも、事実が明らかになつた中でいかに対応していくか、これはまさに本陣といふます国会の危機管理能力が問われている、こう受けとめる中で、実は参議院で今大変な御議論をいただいているさなかであります。既に賛成をしているこの委員会からは、もちろん外野から何も申し上げることはないわけですが、少なくとも問題を惹起した当事者として少し説明責任を果たしたいという意味で、わけても与党の先生方にも聞いていただきたいと思ひて、少し整理をさせていただきますながら質問いたしますと思つております。

そこで、実は、この旅券法を改正して旅券を導入するという自体は大変すばらしいことでありまして、トク対策にもつがることでありまして、何らの問題もないわけでありまして、問題は、その発行に伴い要するその手数料というんでようか理解というんでようか、このお金の問題について議論を今参議院でもしていただいているとご理解をいたします。

これは、お金をすて税といふます国負担によつてなされるわけですが、まさに国民の声として受けとめ必要があると思ひます。その意味で、実は旅券を持つことによつて領事業務の効果に浴することができるといふことで効用分なものがあつと理解しておりますが、改めて、この効用分については、手数料なんでしようか、税なんでしようか、何なんでしょうが、その点について確認をしたいと思ひます。

國取政府参考人 これは手数料として含めているものとございます。

古本委員 そういたしますと、手数料といふことは、例えば、幾つか財政当局からも教えていただきましたが、例えば登録免許税というものがございます。これは、例えば不動産登記、商業登記、いづれにしても、登記をつける、登録をすることによつて、国がそういうライセンスを付与することにより得る利益もさきながら、その方の控税力、控税能力に応じて、税を負擔する能力に応じて税額が決まってくる、こういうことであります。

したがつて、これは税と違つて手数料であるという点で、実際に海外旅行に行くような人だからお金があるだろう、したがつて、その控税力、能力に応じて幾ばくを負担してもらおうという発想では全くなくて、何か具体的な実費があつて、そのためにこの手数料があるんだ、そして徴収するんだ、こういう理解でよろしいでしょうか。

國取政府参考人 そのとおりでございます、まず実費分がございまして、それから、委員御指摘の効用分につきましては、海外でもしも何か事件、事故に遭つた場合の邦人保護という場合もございまして、邦人保護に必要な行政コストを平均的な形で計算し

まして、その手数料に含めているわけでございます。

古本委員 そういたしますと、実は、先般の私の質問の中、大臣の御答弁をいただいた。議事録を精査いたしますと、大臣はこうお答えになつておられるのですが、委員がおっしゃる意味が私もわからないではございません。これは大臣いわくです、しかし、切りかえは強制ではない、あるいは、あくまでも期待である、また、外務省としてもそういう旅券を導入したいという期待である、したがつてパスポートを取得される方の判断である、こういうふうにご指摘であつたらざりました。

そうしますと、実費の、パスポートの紙代などが、写真代などが、特殊なサービスのそういうお金がかかるんでしょ、これも数字も全部出ています。四千円近い実費があります。これを何も返してくれないのだ、あるいは取るなど言っているわけではなくて、今言われた、実際に便益に供する、これは海外で、パチンコの世界ではなくて、具体的にそれに浴することも効用分として取る、こういう理由からいたしますと、個人の判断ではないんじゃないでしょうか、局長。

國取政府参考人 済みません、私も私的に正確に御理解していただいたら恐縮でございますけれども、旅券の実費は手数料の中に実費分と効用分がついております。そして、旅券というものは、原則として一度出したら最後まで有効期間内はそれを使うというかつ、一つ、外国でもそうですが、我が国での旅券使用でございます。

したがつて、私どもは、基本的には、旅券を有効期間内にあつて変更されるという場合は、その個人の方がみずから判断されて、あるいはみずから御自身で何らかの理由で変える、こういうことはあるかと思ひます。その場合には、原則においては、原則はあくまでも旅券というのは通常は最後まで使うということが建前になっておりますので、新たに有効期間中に新しい旅券を購入される場合には正規の料金をいただいている、こういうことでございます。

古本委員 パスポートをとるといふのは個人の判断です。そのパスポートも(旅券にしたいかは)個人の恐らくこれは判断でしよう。したがつて、そのパスポートを発給するに伴う実費ですね、行政経費、直接経費は、これは個人の判断でしようということしかし、それを保持することによつて得る便益に対して、あらかじめそれは具体的な見合いでこれは幾らだということを精算さつて取る以上は、これは個人ごの自由の判断は超えていると思うんですよ、日本国民が日本国発給の旅券をとるといふことは、日本であつてこれは選択できないわけでありまして、したがつて、そこで実費を取る、効用分を取りという部分については、あくまでも個人の判断であるといふことはいささか疑問が残るわけでありまして、

さらに、大臣はこうおっしゃいました。独立採算で購っているのであればよくわかります。しかしこれは一般会計、広く国民の税金という形でいただいている中で在外公館の運営が行われているわけであり、必ずしもそこは期間との対応で考えなくてもいいのではないかと、こうおっしゃられました。

そこで、もう一度参事人に関きます。効用分は独立採算といふますが、していませんか。

國取政府参考人 一つ具体的に御説明しますと、今の十年旅券は一万五千元でございます、効用分は十年分、我々計算して入つております。それで、旅券を購入された方はこれを収入印紙で払いますので、それは直接国庫にすく入ります。また他方、我々、邦人保護を含め、外務省の予算は予算として計上して、予算として執行しておりますので、そういう形で運営しているということでございます。

古本委員 実は、効用分の精算根拠というのは極めて明快でして、通信関係諸費二十四億円、あるいは啓発宣伝費二億、旅費八十億、これは領事業務に要するものですね、人件費、これは館員の給料でしよう、百九十九億等々積み上げて、十六年実績で三百七十七億円、これを割り戻すと大体年間千円になるだろう。これは極めてわりやすり実費なんですね。

これは一般会計に入りますから、税収入として入るんでしょ、ひもつき財源ではないんでしょ、極めてこれは独立採算なんですよ、独立採算という理解は、要は目的と使途が明確につながるんじゃないでしょうか、そういう意味で、そこで確認をしたいのが、これは一般財源に入っている会計分に加えて年間大体平均三百億円(効用分があるといふふう)に何ていふもので、これを別建てで取る部分については、独立採算ではないんですよ、個別の目的を持って、極めてひもつきに近い状況で取っている、これは間違つてますか、イエスかノーかお願いします。

國取政府参考人 この点は若干御説明が要すると思ふんですが、今、三百七十数億円ということをおっしゃいました。それは、我々が、外務省予算の中、邦人保護の経費が大体このくらいになるであろうということ算出したものとございます。その算出の基準は、例えば人員であるとか通費費であるとか情報収集費であるとか、そういうものの中から恐らく邦人保護についてはこれだけかかるだろうということで計算しております。

そして、それは独立採算という御指摘がございましたけれども、実は、これを個別に明確にすることは非常に難しい面があります。例えば、先般もラフカでああいう海賊事件がございましたけれども、その場合には、在ベナン総領事館は全員でござつて邦人保護をやるわけでございます。したがつて、例えば庁費であつて通費費であつて、何が具体的に邦人保護にかかつて、何が例えば政務であるとか経済とかほかの目的にかかつたかというのば、なかなか個別に判断することは難しい場合があります。

しかし、我々としては、平均的に、今までの経路を踏まえて、人員を考えた(人員を考えた)情報収集費を考えた、あるいは通費費を考えた、この程度は邦人保護にかかるだろうということで一つの算出をしているわけですが、独立採算といふと、これは明確に邦人保護に使つてほかの目的に使つていない、こういうことで独立採算という言葉を御使用になっていると思ひますけれども、そういう形でなかなか明確にするというのは困難な状況がございまして、

古本委員 恐らく、関係者はもう皆わかっているのだ、想像では物は言えませんが、これはおかしいということに少なからず気づいている事案だと思います。そういう中で、先例があつた、あるいは法律を守つてきた先輩方の顔が浮かぶんでしよう、しかし、本当におかしいことであれば、何らはばかることなく直せばいいと思ふんですよ。

もう一途な観点ですが、現在の旅券のままでも今年の十月二十六日を迎えて、そして新しい(旅券が)導入される三月までの間に新規で発行されるこの数カ月間の旅券というものは、米國に入国する際に新たにビザを取得しなければならなくなる人が恐らく何万人か、その間に新しい旅券を入手する人ですから、例えば生半端者ですとか生まれ初めて初めて海外に出るといふ人が、この間多少パスポートをとるといふんです。こういう人たちは気に気づけてしよう。ビザをとり続けなきゃいけないという非常に不便な旅券を私は発給してもらつていい、ついでには(旅券に)切りかえたい、そういう人が必ずいると思ひます。

そういう人々を考えると、今の機械読み取り式現行旅券を持ち続けることと(旅券を持たないことによる)不利益を見れば、これは(旅券を持った方が)いいに決まっているわけでありまして、国家としてもその導入を奨励しているわけでありまして、トク対策等々の大変すばらしい観点から考えておられるわけでありまして、ぜひ効用分について見直していただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、最後に一言。

総理は相当論語が好きなので、大臣にこんなことを言うのも大変僭越であります、久々に私も論語を読みました。鳩山先生に言っていた、適切にはすなわち改むるにはばかることなかれ、これとセットで使われておりますのが、おのれにしかざる者を友とすることなかれ、要するに、自分より徳が劣る者を友とするといふこと。

これは、やはりイエス(ばかり)、あるいは大臣に耳ざわりの悪い話を聞かないように、これは、やはり自分より徳が劣る者を友とするといふこと。そういう意味では、本格派大臣と呼ばれている町村さんでありますから、こはぜひひとつ英断をしていただきたい、他院に対して言う立場ではありませんが、ハワスが違ひますが、そんなことも思つております。

そして、行政、これはおまけて申し上げますが、適ちあれば必ずこれを知らないのであると。これは、私は幸せ者だな、孔子が当時過つたことがあつたときに、だれかが必ずそのフォローをして氣づいてくれる、こう言われたと。まさに三権分立が問われています。行政から提案があつた案案について、やはり期届があつたんです。そのことについてまさに立法府である議会で指摘があつたわけでありまして、ああ、三権が分立して、互いに確認して、まさに至誠を尽くす、そんな外務省であつていただきたいことを強く(希望)いたします、質問を終わります。

ありがとうございました。

赤松委員 長 次、赤嶺政賢君。

赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。

きょうも、前回の引き続き、航空機墜落事故に関するガイドラインについて聞いていきます。

昨日も、沖繩県の久米島町に嘉手納基地所属の米軍ヘリが不時着をいたしました。農作業中の農家がすぐ近くにいたということもあり、久米島町民の怒りは広がつております。

今回は、前回のガイドラインに加えて、ガイドラインそのものの性格、位置づけについて聞きたいと思ひます。

今回のガイドラインは、昨年の沖繩国際大学へのヘリ墜落を受けて作成をされ、四月一日の日米合同委員会でご合意をされましたけれども、これまでの航空機墜落事故現場の対応とどこが変わつておりますか、

河相政府参考人 お答え申し上げます。
今委員御指摘のとおり、昨年の八月の事故を踏まえまして、現場統制をいかにより適切なものにするかということで日米間で作業を繰り返して積りてきた結果として、四月一日の合同委員会合意という形に達しまして、それを公表、発表させていただいたわけでございます。

従来からも日米間で、不幸にして生じた墜落事故、もしくは類似のものについての対応は行つてきたわけでございますけれども、そういう過去の積み重ねなどの基礎に基づつ、より適切なものとして今回の合意に達したわけでございます。例えば、その点について、過去、どういふプロセス、慣行ということと照らし合わせてご説明することには限りがあるかと思ひますけれども、例えば現場統制については、外周規制線と内周規制線という形で、より整えた形での現場統制をやる。

このガイドラインを定めた大きな基本的な目標といふものは、不幸な状況の中で仮に事故等が生じたときに、やはりまずは、乗員もそうでございますけれども、第二次被害的なもの、これを回避しないといけないという目的、あわせて事故の原因調査等のために現場の保存をしないといけないという二のことを主として念頭に置きながらガイドラインを整備したということでございます。

赤嶺委員 航空機墜落事故に当たつて、今局長が答弁されたように、ガイドラインで現場の統制について、内周規制線それから外周規制線を設定して、日米共同で現場管理、立ち入り規制を行うというような中身になっていると思ふんですが、これは今回、ガイドラインを見直しました。

ところが、それが去年の八月十三日の沖繩国際大学の事故現場でやられていたことと変わらないんですね、内周線の規制線もありましたし、外周線の規制線もありましたし、これまでの慣例を積み重ねて見直したといひますけれども、もう一度聞きますけれども、何が変わったんですか。

河相政府参考人 日米合同委員会合意という形で、従来からの慣行も踏まえつつ、それをより明示的な形で合意に達してそれを提示したということでございます。これは、御承知のとおり、外周規制線については基本的に日本側が行う、内周規制線については日米が共同で当たるということと定められているわけでございます。

東門委員 局長、このCH53D型ヘリがどれくらい古いもので、どういう性質のものであるかは御存じですか、どれくらい古いでしょうか、

河相政府参考人 お答え申し上げます。

私、ちょっと手元に細かい資料を持っていないのでございますけれども、記憶の限りにおいては、基本的には七〇年代につくられた航空機で、かつ、大型の、人員、物資の輸送に従事をするということを主たる目的にしているというふうに承知しております。

赤松委員長 東門委員にちょっと申し上げますが、質問時間がオーバーしていますので、あと簡潔にお願いいたします。

東門委員 はい、あと一問だけ、済みません。

今、御答弁にもございましたけれども、三十年以上も前の老朽化したヘリなんです、その機体を人が密集している沖繩の上空で運用することは危険であると、伊波市長もとても心配しておられて、懸念を表明されております。ですから、ああいう事故が起こったわけですよ、

その後、追加配備しますよということで、ああそうですかと、米軍の運用であれば私たちは物は言えませんがという態度で何も受け入れていないというのが外務省、日本政府の態度であるのであれば、本当に沖縄県民が、日本国民が余りにもかわいそう過ぎます。いかがですか、

河相政府参考人 お答え申し上げます。

CH53Dの運用につきまして、地元で反対意見がある、または地元住民の非常な不安があるということは、私どもとしても十分認識はしております。

今般、米側から、普天間飛行場に追加的に三機を配備するという通報を受けた際に、これは米軍の所要の訓練の必要性に基づくものであるということと、あわせて、一時的な配備であるということ聞いております。

その際、私どももいたしましては、米側に対して、飛行経路を含めまして、周辺住民への最大限の配慮を払った上で運用するようにという申し入れはしております。これに対して、米側としては、整備の着実な実施を含め、ヘリの安全な運用には万全を期すという回答を一応得ているところでございます。

東門委員 ありがとうございます。

赤松委員長 次に、千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件及び西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件の各件を議題といたします。政府から順次趣旨の説明を聴取いたします。外務大臣町村信孝君、

千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件

(本号末尾に掲載)

町村国務大臣 ただいま議題となりました千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和四十年四月にロンドンで開催された海上旅行及び海上運輸の簡易化に関する国際会議において採択されたものであります。

この条約は、国際海上交通を簡易化すること等を目的として、国際航海に従事する船舶の入出港手続を簡易化するための措置等について定めたものであります。

我が国がこの条約を締結することは、我が国の港湾の国際的な競争力を強化するとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

次に、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この議定書は、平成八年五月にロンドンで開催された国際海事機関の危険物質及び有害物質並びに責任の制限に関する国際会議において採択されたものであります。

この議定書は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約において定められる責任限度額を引き上げること等を内容とするものであります。

我が国がこの議定書を締結することは、船舶事故により生ずる被害について、救済の拡充を確保するとともに、海運業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

次に、西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、平成十二年九月にホノルルで開催された西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する多数国間ハイレベル会議第七回会合において採択されたものであります。

この条約は、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めるものであります。

我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国のカツオ・マグロ漁業の安定的な発展を図るとの見地から有意義であると認められます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。

以上三件につき、何とぞ、御審議の上、速やかに御承認をいただきますようお願いいたします。

赤松委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十分散会

[このページのトップに戻る](#)